

コロナ流行後、初めての年末年始 今こそ感染予防の徹底を！

市内での新型コロナウイルス感染者数は77人(12月20日現在)。約30%がこの1か月で感染しました。
今年の年末年始はできるだけ外出を控え、一人ひとりの行動で感染拡大を防ぎましょう。 国保健康課

1年ぶりに会う孫に成長を感じたり、気の置けない学生時代の仲間とお酒を飲んだり。従来の年末年始の行動が、今年は自分や大切な人の感染につながるかもしれません。感染者数が急増している今、外出は可能な限り控えてください。外出をせずに家で過ごす際には、寒くても室内の換気を忘れないようにしてください。

どうしても避けられない外出は

- ・忘年会、新年会は普段一緒にいる人と少人数で、静かなマスク会食を。換気が適切になされているなど、ガイドラインを遵守したお店を選ぶ
- ・帰省や初詣は時期をずらす検討を
- ・体調が悪い人は外出しない
- ・三密を避けるなど基本的な感染防止策を徹底する

■ 高齢者センター 1月中臨時休館

重症化しやすい高齢者の感染を防止するため、1月中は高齢者センターを臨時休館します。状況により、休館期間を延長する場合があります。

福祉バスは(火)~(金)に市役所~逗子アリーナで運行します。

国保高齢介護課

■ 年始の主なイベント開催予定

成人式 時1月11日(月祝) 11:00~

場文化プラザホール 国保体験学習施設

*今後の感染状況により、中止する可能性があります。

*体調が悪い人は参加を控えてください。

七福神巡り 時1月1日(金祝)~10日(日)

国保湘南七福神事務局(長運寺)

小坪みかん投げ 中止 国保小坪漁業協同組合

市内一周駅伝 中止 国保体育協会

消防出初式 中止 国保消防総務課

市民の皆様へ

逗子市でも新型コロナウイルスの感染者数が急増しており、更なる警戒が必要です。

今年の年末年始は、極力外出を控えてください。そして、改めて感染予防対策などを見直し、実行していただきたいと思います。一人ひとりの行動が地域や医療現場を支えることにつながります。

行政としても感染拡大を押さえつつ暮らしが成り立つよう、最大限の支援を行ってまいります。

末筆になりましたが、新型コロナウイルスの拡大の中、ご尽力いただいている医療従事者の皆様に心から感謝申し上げます。

逗子市長 桐ヶ谷 覚

ズームアップ

新型コロナウイルス感染症情報

年末年始 医院の休診に備えて 急な体調不良時の相談先の確認を

国保健康課

発熱・咳・咽頭痛いずれかの症状がある人

→ 発熱等診療予約センター

電話で症状など聞き取り、県が指定する「発熱診療等医療機関」へ診療予約の取り次ぎを行います。

受付時間 9:00～21:00 (無休)

TEL 0570-048914、045-285-1015

*県のLINEでも受け付けます。「新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)」を友だち追加してください。

コロナの心配がある人

→ 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

感染の不安がある人、濃厚接触者に関する事など、コロナに関する全般のことを相談できます。

受付時間 24時間(無休)

TEL 0570-056774、045-285-0536

休日夜間診療 逗葉地域医療センター

逗葉地域医療センターでは、PCR検査・インフルエンザの検査は行っていません。発熱・咳・咽頭痛、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、発熱等診療予約センター、または新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルに連絡してください。

内科・小児科・外科 TEL 046-873-7752

診療時間 休日(12月29日～1月3日) 10:00～17:00、
夜間(毎日) 20:00～23:00

歯科 TEL 046-873-2368

診療時間 休日(12月29日～1月3日) 10:00～17:00

*時間外やその他の診療科目は消防署テレフォンサービスへ。受け入れ可能な病院を案内します。

TEL 046-872-9999

中小企業者などの償却資産・事業用 家屋に係る固定資産税の特例措置

感染症拡大防止のための措置により、事業収入が減少した中小企業者などが所有する償却資産・事業用の家屋について、令和3年度分に限り固定資産税・都市計画税の課税標準額が事業収入の減少割合に応じて、0または1/2になる特例措置を受けることができます。詳細は市ホームページを確認してください。



令和2年2月～10月の任意の連続した3か月間の事業収入が、前年の同期間における事業収入と比べて、30%以上減少している中小事業者など

事業収入の減少割合	適用される特例割合
30%以上50%未満の減少	1/2
50%以上の減少	0

課税課

中小企業者・個人事業者に対する 給付制度

困った時は経済観光課、または逗子市商工会へ相談してください。

中小企業者等家賃支援金(市の給付制度)

申請期限が迫っています。申請はお早めに。

市内の事務所・店舗などを賃借し、売上減少など、一定の要件を満たす中小企業者、または市内在住の個人事業者

支給額 20万円または10万円

申請期限 1月29日(必着)

経済観光課、逗子市商工会 TEL 046-873-2774

持続化給付金・家賃支援給付金(国の給付制度)

申請期限 1月15日

その他事業者支援に関する詳細は、市ホームページで確認してください。



市・県民税の申告、確定申告の相談受付方法が変わります。広報ずし2月号または市ホームページで確認を。